

大田区農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和7年（2025年）12月

大田区

【目次】

はじめに.....	1
第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標.....	1
1 大田区の位置と農業について.....	1
2 農業経営基盤の強化目標.....	3
第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....	6
第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....	8
第4章 農業を担う者の確保及び育成に関する事項.....	8
1 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組.....	8
2 関係機関との連携・役割分担の考え方.....	8
第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	9
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェア目標.....	9
2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標.....	9
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	9
第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項.....	9
1 農業経営基盤強化促進事業.....	9
2 大田区での対応.....	9
第7章 その他.....	9

はじめに

都市の農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、防災空間の確保、癒しの緑地空間、農業体験・食育の場の提供など、多くの役割を發揮しています。

国では、都市農業の安定的な継続を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市農業の多様な機能の適切かつ十分な発揮と都市農地の有効な活用などを基本理念とする都市農業振興基本法を平成27年4月に制定し、都市農地を「都市にあるもの」と位置付けました。

大田区では、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたで、緑被率の向上や農風景の保全などを目標としています。また、近年の区民農園における申込者数からも区民の農業への関心が高まっていることが分かります。しかし、その一方で、区内の農地及び農家は年々減少の傾向にあります。

そのため、大田区は、大田区の農業を将来にわたって持続可能な形で維持できるよう、農業者の育成の考え方や効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするため、このたび農業経営基盤強化促進法第6条に基づく基本構想を新たに定めました。

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 大田区の位置と農業について

大田区は、東京都の東南部に位置し、面積は61.86平方キロメートルと23区中で一番広い面積を有しています。海と川に臨み、武藏野台地の先端に位置していることから、昔から人が住みやすく、交通の要路でもあったため、区内には大森貝塚、多摩川台古墳群、池上本門寺五重塔など多くの史跡が点在しています。

人口は、742,842人（令和7年4月1日現在）となっています。

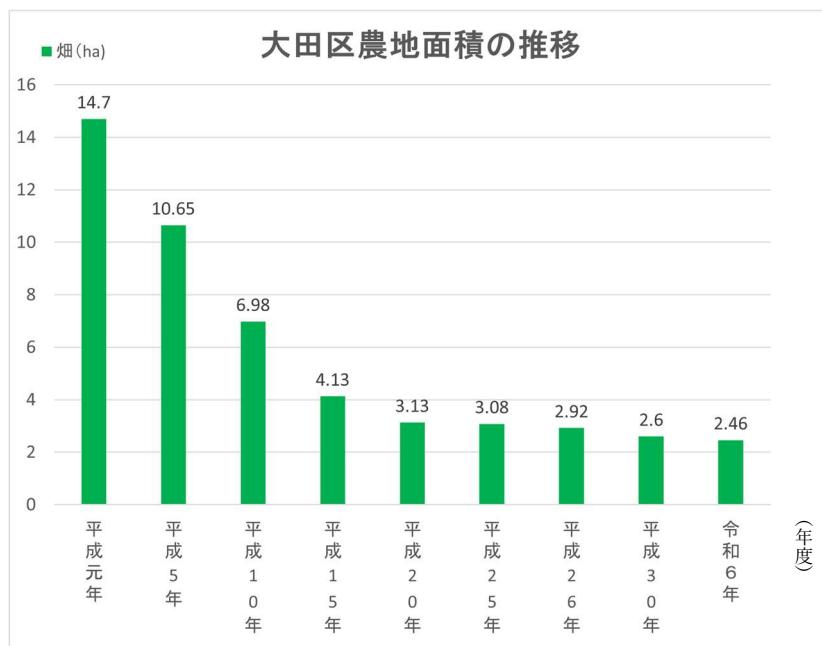
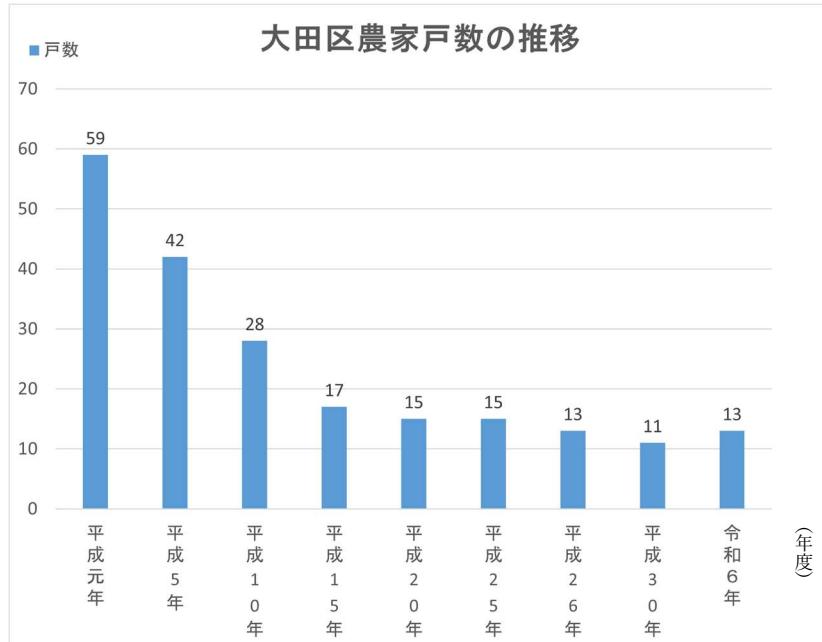
また、産業構造としては、江戸時代初期に整備された「六郷用水」により、新田開発が進み、六郷領と世田谷領の一部を合わせた約50カ村の村々が恩恵を受け、以後300年余り、大田区の農業者の生活になくてはならないものとなりました。

大正期以降は、中小工場が進出し、低地部は住宅や工場が密集する商業・工地域を形成し、京浜工業地帯の一部となっています。また、都市人口の増加に伴う市街地の拡大によって、農地面積は次第に減少し、今日では商業やサービス業、製造業などの従事者が非常に高い割合を占めています。

（1）都市の農業の現状

都市の農業及び農地は、安全で安心な農産物の供給といった生産面での貢献を基本に、災害時における復旧復興用地や農産物の提供という防災面としての機能や環境保全、潤いや安らぎの場、食育としての機能など、地域を豊かにする多面的な役割を果たしています。

また、担い手である農業者は、消費者に囲まれた地域環境の中で、その地域にあった独自の農業を営んでいます。しかし、都市農地に特有の農地継承の困難さなどの課題があり、農地の減少に歯止めをかけることができていないのが現状です。



(出所 大田区の数字、大田区農家基本調査)

(2) 大田区の農業の現状

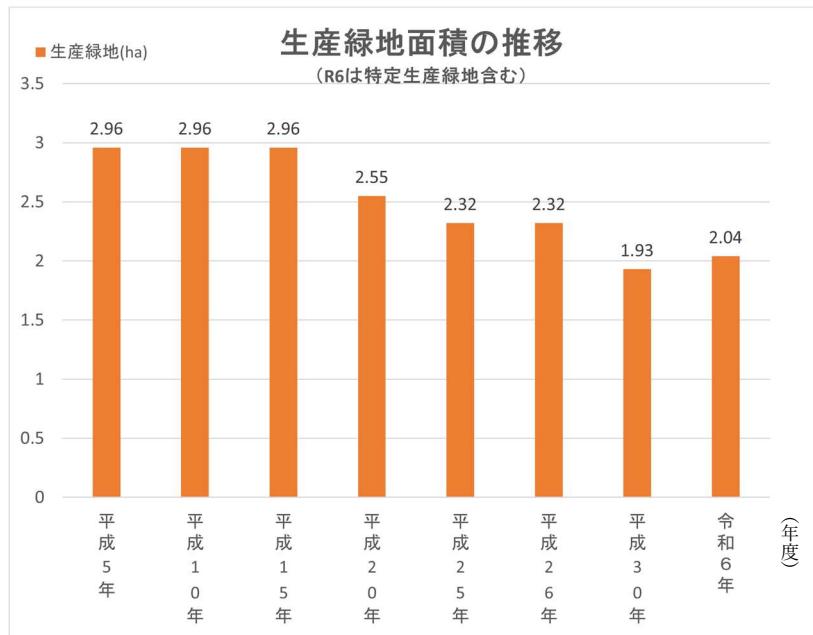
大田区の農業は、他の都市農業を営んでいる地域と同様に、近年、農業者の高齢化や後継者不足が進む中、相続の発生による税負担により農地を手放すなど、宅地化が進行しています。

昭和 50 年度は農家（注 1）110 戸、農業人口 206 人、農地面積約 23.62ha があったところ、平成以降は特に減少が進み、令和 6 年度にはそれぞれ 13 戸、28 人、約 2.46ha にまで減少するなど、大田区の農業は存続の危機を迎えています。

(3) 生産緑地と宅地化農地

大田区の生産緑地面積は、平成 20 年度には約 2.55ha ですが、令和 6 年度には約 2.04ha となり、約 2 割の減少に留まりました。生産緑地においては、昭和期にみられたような極端な農地減少ではなく、残された貴重な農地を農業者の努力により維持している状況です。

ここ数年で新規指定もわずかにあり面積は微増してはいますが、今後は農業者の高齢化に伴う相続の発生等により引き続き農地減少については予断を許さない状況が続いています。



(出典 大田区農家基本調査他)

注1 農家とは、大田区農家基本調査対象である経営耕地面積(本人及び家族が実際に耕作している自作地の合計)が10a以上以上の世帯、または、経営耕地面積に関係なく、昨年の農産物販売額が15万円以上の世帯をいう。以下同じ。

2 農業経営基盤の強化目標

(1) 基本目標

第1章の1で示した大田区の農業の現状を踏まえ、都市農業における農業経営の育成に向けて、東京都農業振興基本方針に沿って令和7年度から15年度までの9年間を目標期間とし、本構想を定めます。

大田区の農業者は、個人直売などを通じて区民への農産物の供給に大きな役割を果たしてきました。都市農業振興基本法に基づき、生産緑地法の改正や都市農地貸借円滑化法の制定など法・制度が整備される中で、農業者の高齢化や新たな人材の確保、生産性向上に対応する必要が生じています。

今後は、農業の経営基盤を強化し、都市農地の減少に対応するために土地生産性の向上を図りつつ、新技術の導入や環境保全型農業を推進します。さらに、大田区産地としてのブランドを確立し、販売力を高めることで、農業経営基盤の安定化を図ります。

農地面積や農業者が減少している環境の中、農地や農業者を維持していく上で、収益の増加や労働時間の削減などにつながる事業展開を行う農業者の支援・育成を積極的に推進します。

また、区民ニーズに的確に対応し、都市農業及び農地が持つ魅力を積極的に働きかけるために農業にふれあう機会を創出することにより、若い農業者の確保と持続的な大田区農業の発展を目指します。

さらに、地域における農業の役割を自覚しながら、環境に配慮した農業形成の実現を目指します。

この他、大田区は江戸東京野菜に認定されている「馬込大太三寸人参」^{まごめおおぶとさんずんにんじん} や「馬込半白節成胡瓜」^{まごめはんじろふしなりきゅうり} の発祥地であり、これに加え「伝統小松菜（城南（久が原）小松菜）」の生産も行われていることから、こうした生産者による「種の生産・保存」についても東京中央農業協同組合等と連携して支援していきます。

（2）農地面積、農家数等の目標

ア 農地面積

令和6年度の区内の農地面積は約2.46haであり、そのうち生産緑地は約2.04haと約83%を占めています。平成26年度の約2.92haから10年間で約16%減少していますが、生産緑地については約11%の減少に留まっています。

また、令和6年度末時点では、生産緑地のうち約86%の農地が特定生産緑地へ移行しています。今後も生産緑地への追加指定の制度周知や特定生産緑地への移行推進等により、令和15年度の農地面積約2.19ha（うち生産緑地約1.87ha）の確保を目指します。

イ 農家数

大田区の農家数は、令和6年度は13戸で、10年前の平成26年度と同数の農家数となっています。農地の減少等に伴う今後の農家数の減少は否めませんが、施策を講じることによって減少を抑え、令和15年度の農家数は概ね10戸を目指します。

ウ 認定農業者を目指す農家数

大田区では、今後、認定農業者制度を開始し、制度周知を図るとともに、関係機関と連携して農業経営改善計画の作成等の支援を行うことで、令和15年度末までに農業継続意向が高く効率的かつ安定的な農業経営（注2）を行う農家である認定農業者を3経営体以上とすることを目標とします。

（3）効率的かつ安定的な農業経営を育成するための目標及び取組

ア 農業所得と目標労働時間

大田区は、都市農業の特性を活かし、農業が魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来の農業経営の展望を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。

年間農業所得の目標は、東京都農業振興基本方針や東京農業振興プランに合わせ、300万円以上と設定します。

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本として、パートタイマーを中心とする雇用労働等などの活用も考慮します。労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人あたりの年間総労働時間は、1,800時間程度と設定します。

注2 「効率的かつ安定的な農業経営」とは、主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における

他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営体及びそれを目指している経営体であり、以下のことをいう。

- (1) 「認定農業者」
- (2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
- (3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

イ 農業経営基盤の強化の方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るために、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要があります。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、大田区農業振興連絡協議会、東京中央農業協同組合、農業改良普及センター等と連携して支援を行うための体制を整備します。

特に認定農業者に対しては、経営改善その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中的に実施します。

具体的には、技術指導及び経営指導について、東京中央農業協同組合や農業改良普及センター等と連携して、重点的に行うとともに、農業経営改善計画の期間を完了する認定農業者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を行います。また、経営管理の方法については経営と家計との分離を図ることや青色申告の実施を推進します。

農業従事の態様については、家族経営協定による給料制や休日制の導入、農繁期の援農ボランティアや臨時雇用従事者の活用ができるような取り組みを支援します。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

ア 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

大田区における新規就農者（注3）は、過去10年でも1名しかおらず、親元就農を除き該当者がいない状況です。今後、担い手の高齢化や農業者の減少を考慮すると、将来にわたって、区の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、大田区においては令和15年度末までに1名の当該青年等の確保を目標とします。

大田区及びその周辺区市その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、東京都における基準と合わせ農業経営開始から5年後には主として生計が成り立つ年間農業所得300万円程度を確保することを目標とします。

注3 「新規就農者」とは、就農前の主な状態が学生、会社員（農業法人除く）、家事等で、自営農業への従事（親元就農）、農業法人での従事（新規雇用）、新たに農業経営を始めるもの（新規参入）をいう。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

大田区における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援

業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び一般社団法人東京都農業会議と連携しながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、大田区農業振興連絡協議会、東京中央農業協同組合、農業改良普及センター等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者などへと誘導します。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1章に示したような目標達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、大田区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえ、大田区における主要な営農類型を定めます。なお、主な経営タイプは主な経営体系を記述したものであり、記述にないような他の経営体系でも認められます。

「おおた農業」の将来の主な経営タイプ

タイプ1

目指す農業経営		経営面積 (a) (うち施設(a))	所得 (万円)	労力 (人)	主な品目	主な機械整備等
1	野菜類の直販を主とした農業経営	30 (施設 5)	300 以上	2 以上	果菜類（トマト、キュウリなど）、葉菜類（コマツナなど）、根菜類（ダイコンなど）、江戸東京野菜など	トラクター、管理機、防除機
2	花卉類の直販を主とした農業経営	20 (施設 10)			花壇苗（パンジーなど）、鉢花（寄せ植えなど）、野菜苗、切り花（キク、ユリなど）	トラクター、管理機、暖房機、自動灌水装置、防除機
3	花卉類及び野菜類の直販を主とした農業経営	20 (施設 5)	600 以上	2 以上 + 雇用 1	花壇苗（パンジーなど）、野菜苗、切り花（キク、ユリなど）、果菜類、葉菜類など	トラクター、管理機、暖房機、自動灌水装置、防除機
4	シクラメンの直販を主とした農業経営	20(都外除く) (施設 15)			鉢花（シクラメン）など	暖房機、自動灌水装置、防除機、土壤消毒機

タイプ2

目指す農業経営		経営面積 (a) (うち施設(a))	所得 (万円)	労力 (人)	主な品目	主な機械整備等
1	農業体験利用型	20 (施設 2)	300 以上	1 + 援農ボランティア等の支援	5 万円×80 区画	管理機

第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1章に示したような目標達成を可能にする農業経営の指標として、現に大田区及び周辺区市で展開している優良事例を踏まえつつ、大田区における主要な営農類型については、第2章の「おおた農業」の将来の主な経営タイプ1～2のうち所得300万円以上の経営タイプを指標とします。

第4章 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保・育成の考え方及び取組

区内農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成を図ります。このため認定農業者制度及び認定農業者への各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センター、農業経営・就農支援センター、東京中央農業協同組合等と連携して研修・指導及び相談対応等を行います。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、関係機関と連携し、第1章2(4)の取組を行います。

さらに、農業者の安定確保を図るため、家族経営協定制度の推進や、都で実施している「とうきょう援農ボランティア」制度のPR等を行い労働力の確保等の促進を図ります。

加えて、区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、農業関係機関と連携し、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供等の支援を行います。

2 関係機関との連携・役割分担の考え方

区は、東京都、大田区農業振興連絡協議会、一般社団法人東京都農業会議、東京中央農業協同組合等の関係機関と連携しながら、全体的な管理・推進を行います。就農等希望者への情報提供や相談対応、農地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施します。

(1) 大田区農業振興連絡協議会、一般社団法人東京都農業会議は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応・情報提供等を行います。

(2) 区は、東京中央農業協同組合等と連携して、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。また、経営の委譲を希望する農業者情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供や、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に委譲を受けられるよう関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次のとおりとなります。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェア目標

大田区農家基本調査で概ね 0.2ha の耕作を行っている農家を大田区内の中心となる農家とします。

令和6年度調査で概ね 0.2ha の耕作を行っている農家5戸のうち3戸が認定農業者となり、令和15年度も概ね 0.2ha の耕作面積を保持して効率的かつ安定的な農業経営を継続すると、集積される農地面積は 0.60ha ($0.2\text{ha} \times 3\text{戸} = 0.60\text{ha}$) となります。

この集積面積が令和15年度の区内農地面積の推計約 2.19ha に占める割合約 27.4% ($0.60\text{ha} \div 2.19\text{ha} \times 100$) を、大田区における効率的かつ安定的な農業経営が農用地の利用に占めるシェアの目標とします。

2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化などの推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕作面積の確保に努めていくこととします。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携のもと、認定農業者など担い手の状況に応じて、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業委託などの取組を促進します。その際、区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、認定農業者などの担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

1 農業経営基盤強化促進事業

農業経営基盤強化促進事業は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に掲げる事項で、農業の健全な発展に寄与することを目的として農用地の利用権設定等を促進するものです。

2 大田区での対応

この事業については、同法第17条第2項の規定により、市街化区域においては行わないものとされているため、大田区では実施しません。

第7章 その他

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進法の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとします。